

【重要なお知らせ】指定整備事業者の皆様へ

※代表取締役、代表者、事業場管理責任者、その他管理者の方々へ必ずお伝えください

令和10年（2028年）1月から、「紙」の保安基準適合証の取扱いは、原則“**廃止**”され「**電子**」の保安基準適合証のみの運用となります

■「紙」の保安基準適合証（以下、保適証）をお持ちの方へ

- 「紙」の保適証の取扱いが原則廃止されますので、在庫を多くお持ちの事業者の皆様は、計画的なご使用をお願いいたします。

■「電子」の保適証の利用登録がお済みでない方へ

- 「電子」の保適証を利用するには、事前に利用者登録の手続きが必要です。
- 電子保適証の利用登録後には、OSS（ワンストップサービス）の利用申請を行うことにより、OSSによる継続検査を利用可能となります。
- 記録等事務代行制度を利用することにより、支局に出向くことなく、自社にて自動車検査証の更新作業を行うことが可能となります。

■各種利用登録・相談窓口

- 電子保適証の利用手続き ➡ 整備振興会
- OSSの利用手続き ➡ 整備振興会又は自販連等
- 記録等事務代行制度の利用 ➡ 運輸支局検査担当

電子保安基準適合証のメリット

○これまで原則手書きで行っていた、保安基準適合証（保適証）等の作成に要する時間が短縮。

○紙の保適証よりも早く交付が可能。

○保適証管理簿の電子化により、管理簿が自動で作成。



【事業者の声】

・保適証の作成に要する時間が圧倒的に短くなり（紙と比較して1/3程度）、検査以外の経理や営業などに時間が回せるようになった。

・小さい工場の場合、職員は兼務で様々な業務を行っており、時間の節約は大きく、小さい工場ほど導入効果があると思う。

・残業を無くす取り組みをしており、作業時間の短縮は非常に大きい。

電子保適・OSSはこちら



（一社）山口県自動車整備振興会
Tel: 083-924-8123

「日整連自動車情報サイト」

記録等事務代行制度はこちら



山口運輸支局検査担当
Tel: 083-922-5398

「記録事務代行ポータル」